ございます。

中学校になりますと、小学校で培った消費者として必要な資質や能力をさらに高めるために 専門的に学んでいくことになります。例えば社 会科の中で、契約の重要性、それから、消費者 の保護などについて学びます。それから、家庭 科では、金銭の管理と購入、消費者の権利と責 任、消費生活、環境についての課題と実践、こ れらの中で、売買契約の仕組み、あるいは、自 立した消費者としての責任ある消費行動などに ついても学ぶことになっております。義務教育 の中で、消費者被害の背景やその対応などにつ いて理解することを取り上げて学習するのもこ の分野になっているところでございます。

それから、高等学校でございますけれども、 小・中との系統性を踏まえながら、公民科とい うがございますけれども、いわゆる公民ですね、 それから、家庭科もございます。それらの中に おきまして、消費者基本法、あるいはクレジッ トカードの適切な利用などについて学びます。 さらには、法に関する教育や知的財産に関する 教育、これについても取り組むことになってご ざいます。

子供たちが被害者にも、それから加害者にもなり得る現代でございますので、これからの社会を生き抜いていく上で、想定される今後の消費生活環境を見通し、将来自立した消費者として豊かな人生を実現できるように、さまざまな面から学校教育でも取り組んでいるところでございます。

- **〇小関秀一委員長** 2番、浅野敏明委員。
- **〇2番 浅野敏明委員** それぞれ丁寧な答弁ありがとうございました。これで終わります。

内谷邦彦委員の総括質疑

- ○小関秀一委員長 次に、順位2番、議席番号4 番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 長井創生の内谷邦彦です。 市税ほかに関して伺います。数字等に間違い がありましたら、お許しください。

平成27年度市税の調定額は32億7,397万1,255 円、うち収入済み額が31億9,696万3,419円、収 入未済額が4,707万5,357円で、調定額に対して 1.43%、不納欠損額として処理された金額は 2,993万2,479円で、調定額に対して0.91%、平 成28年度市税の調定額は32億5,153万6,832円、 うち収入済み額が31億9,786万5,363円、収入未 済額が3,224万3,996円で、調定額に対して 0.99%。不納欠損額として処理された金額は 2,145万1,873円で、調定額に対して0.65%。平 成29年度市税の調定額は32億5,909万8,345円、 うち収入済み額が32億1,816万9,791円、収入未 済額が3,563万6,618円で、調定額に対して 1.09%。不納欠損額として処理された金額は 529万1,936円で、調定額に対して0.16%になっ ており、平成27年度から平成29年度までの収入 未済額合計が1億1,495万円、不納欠損額の合 計が5,667万となっております。

収入未済額が平成27年度が4,707万5,357円で、 調定額に対して1.43%、平成28年度が3,224万 3,996円で、調定額に対して0.99%と年々減っ てきている傾向にありましたが、今年度、 3,563万6,618円と若干上がっています。

税務課長に伺います。

平成27年度から平成29年度の年間の滞納者数 の推移について、滞納しているとする認定方法 と、滞納者と認定された人数を教えてください。

- **〇小関秀一委員長** 伊藤亮一税務課長。
- ○伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 基本的にはといいますか、広い意味では納期限を過ぎても税金の納付がなされないというようなことを滞納と言うと思いますが、うっかりして納期限を過ぎてしまうというようなことは多々

あるのかなというふうに思っております。

ここでまず、滞納整理の事務的な手順について、ご説明をさせていただきますと、まず、納期限から20日を経過しても納付されないというふうな場合は、督促状を発送申し上げて納付を促すことにしております。さらに10日以上経過しても納付されない、また納税相談、これがなされないというような場合は、電話をかけて電話による催告というのを行っております。それでもなかなか納付がなされないと、または相談がされないというふうな場合は、毎年11月ごろになっておりますが、訪問による催告、これを行っております。

これら3段階の手順を踏んでもまだ一向に納付されないような場合は、我々は一斉催告というふうに呼んでおりますが、12月の中旬に再度まとめて文書による催告をさせていただいております。この一斉催告の段階になりますと、納税がなされるのかどうか、税額によっては年度内に完納になるのかどうか、至るのかどうかって、少し心配な状況になってきてますので、この一斉催告の対象の方々の数をもって、ここでは滞納者数というふうなことでお答えを申し上げたいと思います。

ただし、複数の税目、往々にして重複して納めていらっしゃらない方が多くいらっしゃいますので、国保税、国民健康保険税の滞納者を含んだ数字になることをあらかじめご了承いただきたいと思います。

年次的には27年度が754名、28年度が627名、 昨年度、29年度が402名というふうになってお ります。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 それで、その滞納者の滞納されている代表的な理由と、その比率がわかれば教えてください。
- 〇小関秀一委員長 伊藤亮一税務課長。
- 〇伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 代

表的な理由は2つあるんですが、1つは事業不振、廃業ですとか失業、病気などが原因で、生活が困窮していてとても納税できないというふうな場合と、一方では納税できるだけのお金、財産がお持ちでも払おうとされないと、つまり、納税の意思がないような場合と、大きく2通りございまして、前者の場合は経済状態が改善しない限りは、たとえその分納の計画を立てたとしても、1回1回納める金額が追いつかないといますか、少額でありますので、ほとんどその完納ということには至らなくて、結果的には執行停止、やがては不納欠損というふうなことになるケースが多いと思います。

あと、後者の場合は、納税相談がなされない 状況が続けば、こちらのほうでは財産調査をさ せていただいて、差し押さえの予告ですか、を 行って、それでも納税に至らないというふうな 場合はやむを得ずでございますが、預貯金等の 債権の差し押さえを行いまして、換価して納税 いただくというふうなことになります。

なお、割合でございますが、直近のデータでは大体生活困窮の場合が7割程度と、納税の意思をお持ちでないというふうな場合は約3割程度というふうな割合となっているようでございます。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 その滞納者の中で、繰り返し滞納されている方がいるのであれば、その平成27年度から平成29年度、どの程度の人数がいるのか。また、繰り返す理由などがわかれば教えてください。
- **〇小関秀一委員長** 伊藤亮一税務課長。
- ○伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 り返し滞納されている方を拾い上げて、ピック アップして年次的に調査している資料等はござ いませんが、現時点で3年間程度、繰り返し滞 納なさっている方、数えてみますと155名いら っしゃいました。

滞納のその理由としては、今ほどお答えいたしました、その代表的な理由と同様に、生活困窮、それからそもそも納税の意思がないというような場合と2通りあるんですが、この繰り返す方についてはやはり割合とすれば、納税の意思がない方の割合が先ほど申し上げた割合よりも多い傾向にあるということは確かだなというふうに思っております。

なお、最初の1番目の質疑でお答え申し上げました一斉催告ですが、一斉催告で督促の文書を差し上げても、なおまた応じていただけず、年度末まで全く納付されなかった方っていうのは、私どもにとって大変心配なのは、繰り返す方も心配なんですが、そういう方も大変心配な方ということになりますが、この推移については27年度が23名、28年度が19名と、昨年度29年度が17名というふうな推移になっております。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 その滞納を繰り返されている方が155名と、非常に私から見たらちょっと多いのかなというふうな気はするんですけど、やっぱり繰り返し滞納されてる方で納税の意思がない方がいらっしゃるわけなんですけど、そういう方も、それは納税、最終的になさるんですか。それとも意思がないからずっとそのまま行っちゃうというレベルなんですか。その辺はいかがなんですか。
- 〇小関秀一委員長 伊藤亮一税務課長。
- ○伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 それも先ほど申し上げましたように、もうどうしようもないというふうな場合は、我々何回も働きかけをやって、なお応じていただけない、満足に応じていただけないというふうな場合は、やっぱり預貯金等その債権の調査、財産調査ですか、金融機関などにさせていただいて、やむを得ずそういう場合は、資力っていいますか、財産はおありなわけですから、そういう方についてはやむを得ずですが、債権差し押さえして、

換価して納税していただくというふうな方法を とらざるを得ないというふうな状況でございま す。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 すると、その滞納者のうちで相談納付をされている方は、平成27年度から29年度で何名いるのか。また、そのうち相談に来られるタイミングっていうのが、3度ほど訪問による催告とか、一斉催告とかありますけども、どの辺のタイミングで来られる方が多いのか教えてください。
- **〇小関秀一委員長** 伊藤亮一税務課長。
- ○伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 税 務課のほうでは相談の経過っていうのを26年度 から納税管理システムを導入させていただいて るんですが、その中のメモ機能がございまして、 そちらを利用して随時記録するようにしており ます。この記録によりますと、相談納付されて いる方の人数でございますが、27年度が1,215 名、28年度が956名、29年度が863名というふう な人数になっております。

また、納付書発送後の早い段階から相談がある場合というのは、ケースとしては大体3割程度でございまして、督促状を出してから、あるいは電話や訪問文書、つまり、我々税務課からの働きかけに応じる格好で納税相談、これが始まる場合が大体7割程度と、3割、7割というふうな割合になっているようでございます。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 あとその滞納者以外で事前に相談納付されている方は、当然この1,215 名とか956名の中に入ってると思うんですが、 どのぐらいいらっしゃるのか教えてください。
- 〇小関秀一委員長 伊藤亮一税務課長。
- ○伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 滞納者以外というふうなことでありますので、納付書の発行前という、もう自分でわかってる場合とか、あと発送後の非常に早い段階から納税

相談ですか、これに来られる方っていうのは、 大体年平均で四、五十名程度いらっしゃるとい うことでございます。

一例を申し上げさせていただきますと、会社を退職しておやめになって、そういうときは会社へ行ってる間は住民税については特別徴収というようなことで、会社がその納税義務者になって納めていただいているというような、我々からすればもう自動的に入ってくるような状態なんですが、退職後は今度、普通徴収、ご本人みずからにお支払いいただくというふうなことになりますので、その退職の時期ですか、これが年度の後半とかってなりますと、なかなか大変な状況になってくる場合がございます。

ご案内のように、住民税の普通徴収が6月、8月、10月、12月の年4回の納期ですので、例えば11月、12月過ぎたあたりにおやめになったっていうふうな場合は、随時期の今度、1回というふうな場合になるケースがありまして、どうしても1回の金額というと大きくなって負担が多くなるというふうな場合で、分割っていいますか、納付について相談させてほしいとかって、そういうようなケースがよくあるようでございます。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 自治体が扱う債権については、その滞納問題が発生した場合は、自治法第240条第2項の規定により、首長はまず催促をし、その後強制執行その他保全取り立てに関して必要な処置をとらなければならないとされており、この行為は長のみずからの裁量行為ではないとされています。これにより差し押さえを行った人数について、その平成27年度、29年度の推移について教えてください。
- 〇小関秀一委員長 伊藤亮一税務課長。
- ○伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 差 し押さえ、やむを得ず最終的にさせていただい た方々の人数ですが、27年度が409名いらっし

ゃいました。28年度が485名と、昨年度、29年度については400名と、人数についてはそのように推移しております。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 平成27年度の不納欠損額 として処理された金額は2,993万2,479円で、調 定額に対して0.91%。平成28年度の不納欠損額 として処理された金額が2,145万1,873円で、調 定額に対して0.65%。平成29年度の不納欠損額 として処理された金額は529万1,936円で、調定 額に対して0.16%となっています。

国民の三大義務として教育、勤労、納税があります。納税についてはさまざまな事情があり、納税できない方もおられるでしょうが、しかし、不納欠損額については不納欠損に至った理由に正当性がなければ住民監査請求、住民訴訟が提起され、長などの個人責任が追及されることがあります。もしこの不納欠損額に関しては、少なければ少ないほどいいのが当然ですが、調定額に対して目標などは設定されているのでしょうか。

- **〇小関秀一委員長** 伊藤亮一税務課長。
- ○伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 ただいま委員からご指摘あったように、不納欠損については歳入を諦めるということになりますので、その額が少ないほうがいいのは当然でございますが、不納欠損の金額を、これを調定額の一定割合以下にすべきだといったような目標は特段設定しておりません。あくまでも納税者の方の生活状況ですとか、資産の状況ですとか、そういった実情を総合的に判断して、どうするかというふうなことで決定させていただいているところでございます。

この間、不納欠損が少なくなってきた理由と、29年度は非常に少なくなったんですが、その理由について申し上げたいと思うんですが、この間、年次的にですが、徴収不能と思われるような事案について、案件について、不納欠損処分

を年次的に行ってまいりました。特にですが、 過去におきまして不動産の差し押さえって、今 はほとんどやってないんですが、不動産の差し 押さえを行って納税を促すというふうなことを よくやってたようなんですが、不動産の差し押 さえを行いますと、時効が中断になりまして、 それがやっぱり換価もされずに公売とか競売と かされず、換価もされずに、いわゆる俗に言う 塩漬けですか、そのような状態になってた事案 が非常に多くあったというふうなことで、これ らを何とか解消すべきだというふうな議論の中 で行ってきた経過がございます。これら平成22 年度から26年度ぐらいまで、随時計画的に差し 押さえを解除して執行停止というふうにさせて いただいたところです。

差し押さえ解除して執行停止になりますと、場合によっては非常に少数ですが、即時不納欠損ということもあることはあるんですが、通常ですと3年間経過して、納税義務消滅というふうなことで、会計処分としては不納欠損処分というふうになります。こういった事案について、平成29年度末までに、3年間経過して不納欠損となったというふうなことで、ようやくこういった一連の処分が最近になって一段落してきたというふうなことで、今回は非常に不納欠損の額としては少ない額になってきた、そういう理由になります。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 当然その不動産に関しては、なかなか処理をすることが非常に難しい部分ではあると思いますので、やっぱりそれをずっと残しておくといってもなかなか難しいので、今回そういった処置をとられたのは問題ない、間違いない状況かなというふうに思います。

次に、国民健康保険税に関して伺います。

平成27年度の国民健康保険税については、調 定額が7億1,336万9,545円、うち収入済み額が 5億8,399万160円、収入未済額が9,851万1,882 円で、調定額に対して13.8%、不納欠損額として処理された金額は3,086万7,503円で、調定額に対して4.32%。平成28年度の国民健康保険税について、調定額は6億6,938万9,269円、うち収入済み額が5億7,695万781円、収入未済額が5,574万2,488円で、調定額に対して8.32%、不納欠損額として処理された金額は3,669万6,000円で、調定額に対して5.48%。平成29年度の国民健康保険税について、調定額が6億307万7,214円、うち収入済み額が5億4,811万2,991円、収入未済額が4,367万8,494円で、調定額に対して7.24%、不納欠損額として処理された金額は1,128万5,729円で、調定額に対して1.87%。

国民健康保険税に関して、平成27年度から29年度までに収入未済額合計が1億9,793万2,864円、不納欠損額が7,884万9,232円となっております。平成27年度、29年度の推移を見てみると、市税と比較して収入未済額の欠損額とも大幅に上回っておりますが、理由はあるんでしょうか。税務課長、よろしくお願いいたします。

- **〇小関秀一委員長** 伊藤亮一税務課長。
- ○伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 ただいまの委員ご指摘のように、特に収入未済額ですか、こちらのほうで市税よりも国民健康保険税のほうが額が上回っている傾向が強くございます。

しかしながら、毎年上回っているその額っているのは同じ数字にあるからというふうなことではなくて、年によってばらつきがありまして、収入未済額については、ここ3年間ではその傾向が少しずつ減少傾向にはあるようでございます。

例えばですが、納税者の方から直接現金を、 お金をお預かりした場合ですと、これが複数の 税目にわたって滞納なさっているというような 状況で、初めにどの税目に充当すべきかという ふうなことを考えた場合に、原則として本人の ご希望をお聞きして、個々の事情で総合的に判 断して行うというふうには当然行っているわけでございますが、場合によってはどれに充当するか、大変悩ましいような場合もございますが、一つの考え方としては、1期の1回の納税額が大きいものにどうしても先に充当する傾向、これがございます。

と申しますのは、延滞金は1,000円まではゼロと同じで1,000円を超えないととらないと、発生しないというふうな約束になっておりまして、なるべく延滞金のその1,000円を超える、通常1,000円の壁なんて我々は言ってるんですが、なるべく延滞金の発生、避けるためにもまず金額の大きいものから先に充当すべきというふうに判断をしていると、実務上そのようなことでやらせていただいております。

ご承知のとおり、市民税の普通徴収、固定資産税ですか、こういった税目については年4回の納期と。一方ですが、国民健康保険税は今、年10回の納期というふうになっておりまして、年税額、大きい場合でも、国保税でも大変年税額が大きくかかっていらっしゃる方はいらっしゃるんですが、1回の納期の税額というふうになりますと、どうしてもその納期の少ないものが金額的に大きくなる、普通徴収だったり、固定資産税であったりと、金額的に大きくなる傾向がありまして、結果としてですが、国民健康保険税が多少はやっぱり後回しになる傾向が見られるかもしれません。

ですが、国民健康保険税のほうの滞納が続いて、例えば保険証が資格証になるような差し迫った状況の場合ですと、これはもう優先的に国保税に充当するというふうなことになりますが、ただいま申し上げましたようなその傾向はございますが、国民健康保険税の収入未済額が市税のそれよりも多いことのはっきりとした因果関係といいますか、それまでを確認するまでには至っていないというふうな状況でございます。

〇小関秀一委員長 4番、内谷邦彦委員。

- ○4番 内谷邦彦委員 市税と同様に、滞納者数の推移について、滞納しているとする認定方法と、滞納者と認定された人数、滞納者の代表的な理由と比率がわかれば教えてください。
- **〇小関秀一委員長** 伊藤亮一税務課長。
- ○伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 1 番目の質疑で一斉催告について申し上げたんで すが、国保税についてというふうなご質疑です ので、市民課のほうで取りまとめております、 その統計でございますが、保険税の収納状況等 報告書っていうのがあるようで、それによりお 答えを申し上げたいと思います。

この報告書で言います滞納者という定義なんですが、納付が滞って差し押さえに至った方々の数というふうなことでございます。国保税は世帯課税でございますので、世帯数で申し上げたいと思います。27年度が425世帯、28年度が415世帯、29年度が270世帯というふうになっております。

滞納のその代表的な理由でございますが、先ほど市税に関する質疑でお答え申し上げましたように、やはり生活が困窮しており納税できないとする場合と、そもそも納税の意思をお持ちでない場合と、やはり同じでございます。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 収入未済額の推移と、その不納欠損額の推移を見た場合に、現年分と滞納繰越分があり、滞納繰越分の金額が平成27年度は現年分の6.6倍、平成28年度が現年分の4.8倍、平成29年度が現年分の3.12倍となっております。

また収入未済額が年々減少しているのは、この滞納繰越分を大幅に減らしていることによる ものと思われますが、これは国民健康保険税が 市の国保特別会計と県の国保特別会計が共同運 営になったことが関係あるのか。また、不納欠 損に至った経緯についてはどのようなものが多 くあるのか教えてください。

- **〇小関秀一委員長** 伊藤亮一税務課長。
- ○伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 国 民健康保険に係る本年4月からの制度改正でご ざいますが、これについては都道府県も新たに 保険者というふうになりまして、都道府県は分 担としては財政運営の県全体の責任主体と。市 町村は今までと同じように、引き続きその資格 管理でありますとか、保険給付、保険税率もそ れぞれの団体で決定して、賦課徴収、さらには 保険事業といったことの実施を担うという共同 運営に移行するという改正でございますので、 市町村の会計も今までどおり引き続き存続と。 みずからの自治体の財政運営を行うというふう なことについては変わりはございません。

このたびの制度改正によりまして、その収入 未済額が減少したということではないと思いま す。収入未済額のうち滞納繰越分、大幅に確か に減少しておりますが、先ほど市税に関して申 し上げましたように、やはり徴収不能と判断さ れる事案について、年次的に不動産の差し押さ えを解除するなどして執行停止を経て不納欠損 処分を行ってきたことによるものと、あと、ま た不納欠損に至ったもう一つのその理由といい ますか、納税が滞って、国保の場合ですと国民 健康保険税滞納者措置審査会、これを設置して おりまして、これの案件になってしまって、最 悪の場合ですが、その審査会としては最終的な 判断となります資格証、保険証から資格証に切 りかわることがございます。それでもなおやっ ぱり中には納付されず、執行停止、その後の不 納欠損となるケースがありまして、こちらは先 ほど申し上げました市税の理由に加えて国保特 有の理由としてもう一つあるのかなというふう に思っております。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- **〇4番 内谷邦彦委員** あと、この項の最後なんですけど、市民課長に伺います。

国民健康保険税について、市の国保特別会計

と、本年4月からは県の国保特別会計と共同運営になった際に、保険者努力支援制度について、国民健康保険税の収納率の実績を含むさまざまな評価指標を点数化して、その点数に応じて補助金が交付されることについては、変更などはあるのでしょうか。

- 〇小関秀一委員長 金子 剛市民課長。
- ○金子 剛市民課長 評価指標の点数に応じて補助金が交付されることについて、変更はございません。

保険者努力支援制度は、国民健康保険税の収納率の実績を含む国保事業全体のさまざまな評価指標を点数化し、その点数に応じて補助金が交付される新しい制度で、平成30年度から正式運用となっておりますが、一部評価指標については平成28年度から前倒しで実施されております。収納率の実績に対する評価が主なものとなっておりました。平成30年度からは収納率の実績に対する評価に加え、収納率の確保、向上に対する評価や、収納率以外にも糖尿病重症化予防の取り組みであるとか、健康マイレージ等の個人へのインセンティブの提供、特定健診やがん検診の受診率、ジェネリック医薬品の普及などの取り組みが評価指標となっております。

この保険者努力支援制度補助金額の推移でご ざいますが、平成28年度は315万6,000円、29年 度は506万7,000円、平成30年度は1,025万6,000 円の見込みとなってございます。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 市税、国民健康保険税と もに収入未済額や不納欠損額、ともに減らす努力を続けていくことは非常に難しいことではあると思いますけども、必要なことと思います。 委託徴収員2名の方については、お金を扱うということでさまざまな困難があると思いますが、 やはりきちんと納税されている方が納得できるよう、また収入未済額や不納欠損額に対しての明確な説明ができるように進めていただきたい

と思いますし、相談納付についてもできる限り 早いタイミングで相談に来られるよう、市民へ の周知を進めていただきたいと考えます。

次に、観光交流センターに関して伺います。 平成29年度、4月21日オープン以来、年間50 万人以上の多くの方に来ていただいており、当 初の目標人数を大幅に上回っておりますが、こ れからが生き残れるかどうかの大事な時期にな ると考えられます。今以上に市内や市外の方々、 観光客が訪れる施設になるよう質疑いたします ので、よろしくお願いします。

観光交流センターは、指定管理業務を委託し、 地場産業センターが運営しておりますが、本施 設は市が進める観光振興の中心的存在であり、 本施設に顧客を呼び込む力がなければ、今後展 開されるさまざまな施策が絵に描いた餅になる 危険性があることから、多くの観光客を呼び込む魅力ある施設でなければならず、また指定管 理料についても当初の計画では毎年減少することを目標として行っており、そのために何をなさなければならないか確認させていただきます。 最初に、産業参事に伺います。

平成28年12月議会にて一般質問したことについて確認させていただきます。農産物について、栽培記録表、農薬の使用履歴の提出が求められていることについて、質問した時点では求めていないとのことで、今後改善していきたいとのことでしたが、その後どのようになっているのか教えてください。

- 〇小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。
- ○谷澤秀一産業参事 ただいまの点について、指定管理者側から聞き取りをいたしました。その結果、改善したというふうなことでございます。 平成29年度の総会におきまして、出荷者に対して出荷計画書、あと防除記録書などを配布いたしまして、出荷計画書兼出荷協定書などを提出いただいているということでございます。これによりまして、出荷者とは出荷協定を締結し

たというふうな形で出荷いただいているという ふうなことでございます。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 あと、施設内の調理実演 コーナーについて、倉庫スペースが足りずに一 時倉庫として使用しているという話でしたが、 その後の状況について教えてください。
- 〇小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。
- ○谷澤秀一産業参事 最初に、建物の床面積でございますが、これは当初計画されたときは1,500平米あったものですけども、これが975平米に計画変更せざるを得なかったというふうな経過が一つございます。このために建設当時ですが、倉庫機能がなかったものですから、当初すぐに使用予定のなかったエリアについて、倉庫あるいはバックヤードとして使用していたというふうな経過がございます。

その後、平成29年の11月になりますが、建物の北側、外にですけども、倉庫を設置いたしまして、現在は、この調理実演コーナーについては6次産業化の推進協議会などを開催しているときに、例えば3月に行った見本市とか、あるいは発表会、あとオープンセミナーなどの研修会、こういったときに食材を調理しましたり、物を温めたりして活用しているということでございます。

常時はなかなか難しいとは思うんですが、催事のときにはここを活用して、お客様に関心を持っていただきたいというふうに考えておるところでございます。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 その調理実演コーナーに 関しては、当初の計画ではオリジナル商品の開 発のほかに地元加工グループにも開放し、また 体験カルチャーの場としても使用する、地元伝 統食への子供たちへの継承など、観光客への体 験料理などを行うとしております。これはやっ ぱり倉庫スペースがないという事情から、本来

お客さんを呼び込む施設であるべきところが、 お金は稼げない、倉庫スペースになっていると いうことは、やっぱり非常に問題ではないかと。 今そのやっていらっしゃる部分に関しては、 確かにやっていらっしゃるんですけど、やっぱ り利用率っていうのはどのぐらいなんですか、 現実問題として。

- 〇小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。
- ○谷澤秀一産業参事 活用はしておるんですが、 利用率まではとっておりません。今後、なるべくここも活用していきたいというふうに考えて おります。
- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 やっぱり料理ができるスペースがあるということが道の駅ではなかなかないことですから、そのことをやっぱりアピールしていかないと、お客さんは要するに伝統食材をこういうふうにして調理するとっていうふうにやって、逆に言うと、そこでその伝統食材を売るというパターン、ただ並べるだけではなくて調理をして、そのものを並べて、こういった調理方法でつくってますというところを見せるとか、やっぱりイベント性をつくるためにこういった調理実演コーナーっていうものをつくったのだと思いますので、やはりこれは最大限に利用すべきだと思いますし、今後早急にやっぱり利用していただきたいというふうに考えます。

あと、その事務所が手狭になるという考え方なんですけど、やっぱり本来、事務所がそこしかなかったら、じゃあどうするのという考え方などは、私みたいに企業にいると、そこしかなくて、こっちには広いスペースがありますからこっちに置きましたということは実際許されないですよね。やっぱりそこは管理が違う、管轄が違う、こんなところに何置いてんだという形になっちゃいますので、本来その中で、じゃあ、いかに整理整頓をしておくのか、そういうこと

を常に考えてやっていく必要があると思います し、手狭なら手狭なりの考え方をしていかない と、やはりあいてるから置くという考え方は非 常に問題だと思いますから、その辺もぜひ今後、 直していただければありがたいと思います。

次に、直売所の売り上げが1億8,000万円に対して、その73.6%の1億3,255万円となっていますけども、この原因に関してはどのように考えてますか。

- 〇小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。
- ○谷澤秀一産業参事 売り上げ目標につきましては、平成28年9月に指定管理料を積算したときのものでありました。その後、平成29年9月の議会の一般質問になりますが、内谷委員の質問もありまして、そこでもお答えしたところでしたけども、菜なポートはその時点で、南店のほうですが、閉店すると。そして、観光交流センター直売所を1店舗にまとめるというふうな計画でございました。

ところが、その後に買い物弱者対策として菜なポート南店を存続するというふうな決定の経過がありましたので、2店舗合わせての目標というふうに捉えているところでございます。そうしますと、29年度の売り上げとしましては、道の駅の直売所が1億3,154万2,000円、南店が1億6,950万8,000円、合計しまして3億105万円となりまして、目標が1億8,000万円でしたので、これに対して167.2%というふうなことで捉えておるところでございます。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 確かに道の駅の直売所と 菜なポートを合わせると3億円になるんでしょ うけど、会計別ですよね、これはまるっきり。 会計的には別になってるわけですよね。だから、 当然我々は道の駅の直売所で幾ら売り上げが上 がってるのかと。

菜なポートに関しては、基本的に地場産業振 興センターが直営しているわけですから、それ はそちらでやっていただければいいんですけど も、道の駅の売り場自身が、逆に言うと、ここ の菜なポートであったり、愛菜館であったり、 白鷹町とか南陽市とかの愛菜館だって、あそこ 全部ライバルなわけですよね。その辺の考え方 をやって、その売り上げ目標をクリアにしてい かないと、逆に菜なポートと道の駅で合わせて 3億円あるからいいやではなくて、これが一緒 の会計なら別に問題ないですよ、その分入って きますから。

だけど、道の駅の会計とはまるっきり別の会 計になってますから、我々としてはやっぱり1 億8,000万円稼いでいただかないと利益率的に は落ちるということになりますよね。その辺を どのように考えるのかという部分を教えていた だけますか。

- 〇小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。
- ○谷澤秀一産業参事 この点につきましては、指 定管理者の地場産センター、あるいは駅長のほ うと相談しまして、目標管理のあり方であると か、そういったところを考えていきたいという ふうに思います。
- 〇小関秀一委員長 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 農業協同組合経営の愛菜 館と比較すると、製品単価的に高いという話が 聞こえてきます。以前の質問で市内の価格調査 を行い、価格を調整するとの話がありましたけ ども、平成29年度、価格調査は何回行ったのか、 そしてその結果について教えてください。
- 〇小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。
- ○谷澤秀一産業参事 このことにつきましても指 定管理者のほうから聞き取りいたしまして、現 在は高いという話はなくなってきているという 話を聞いております。

開店当初は確かに高いという話はありました。 これは地元の出荷生産者の方は南店のほうに多 く出され、道の駅のほうは一部市場から仕入れ をしているというようなことなどもあって、

一

〇小関秀一委員長 4番、内谷邦彦委員。

つの要因として高いということは当初あったか なと。

ことしまた新しく出品者などを募ってきてお りますので、出品者がふえてきておりまして、 愛菜館などと比較しても遜色なくなってきてい るということでございます。駅長のプロとして の目で定期的に市場のチェックを行っていただ いてます。愛菜館だけでなく、一般のスーパー も比較していると。これはスーパーのほうはチ ラシが入るたびに目を通しまして、現地の調査 を週2回ほどやっておると。そのほかJA関係 などは月に二、三回程度行っているということ でございます。その結果については、コストだ けでなく等級であるとか、品質、そういった両 面から判断すべき商品もあるというふうなこと で話を伺っております。

先週、実際に愛菜館など現地調査をしてきた ということでありますが、特に今出ております 丸ナスなどについて、その調査を行ったところ、 売り値については道の駅、菜なポートと比較し ても、物によっては高いものもあるが、安い売 り値のものもあるというふうなことで、現在は その高いというふうな話はだんだんなくなって きているというふうに伺ったところです。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 じゃあ、その価格調査を 行いましたということで、愛菜館との比較につ いて、比較しました。要するにその場合、設定 的には、愛菜館などと同等レベルという考え方 をするのか、それより下げてお客さんを呼ぶと いう考え方をするのか、その辺はどちらなんで すか。
- 〇小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。
- ○谷澤秀一産業参事 値段をつけるのは生産者が つけるというふうなことでございますので、そ こはこうしろ、ああしろという指示は出しては いないというふうなことでございます。

- ○4番 内谷邦彦委員 その価格調査を行った結果を反映しないで、何のために調査するんでしょうか。要するに、価格をこうしろ、ああしろと言わないって言いながら、価格調査をして高いものがなかったと言って、だから要望としては、やっぱり生産者のほうにある程度の要望を出さないと、価格調査をして調査した結果を反映することにはならないですよね。それを要望はしない、価格を決めるのは生産者であるから要望はしないとした場合には、価格調査なんてやっても全然意味がないっていうことですよね。その辺はどのようにお考えですか。
- 〇小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。
- ○谷澤秀一産業参事 生産者の方には少しでも多く所得を上げてもらいたいという気持ちはあると思っています。ですので、その辺についても指定管理者側とちょっと話をしながら、今後検討したいというふうに思います。
- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 あとそのフード部門についてなんですけど、売り上げが当初予算の1,000万円に対して3,037万5,000円と伸びてますけども、当初予算の収支、マイナス658万3,000円に対してマイナス674万1,000円と、マイナスが157万円増加しています。売り上げが伸びたにもかかわらず、マイナスになった要因はどのように考えるのかを教えてください。
- 〇小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。
- ○谷澤秀一産業参事 まず、フード部門につきましてですが、この目指したところは地元特産品を活用した魅力ある商品の提供というふうなことで、これは指定管理のときの仕様書のほうにも書いておるものでございます。そして、この指定管理者側で業務の一部を専門コーディネーターに委託することでメニューの定期的な入れかえとか、まちの中の飲食店とダブらないような創作料理の提供など、魅力アップを図っていこうというふうに考えた経過があると聞いてお

ります。

そのために当初、想定していなかった業務委託料というふうなことで、コーディネーターのほうへ七百数十万円、あと調理場のレイアウトの変更とか改修、あと備品類、館内のレイアウトを変えたり、ポップの装飾など、これが130万円ぐらい。そういった経費が増加しまして、結果的に収支の予算がマイナスの658万3,000円に対して、実績がマイナスの674万1,000円と、15万7,000円増加したというふうなことでございます。

なお、今年度はこの委託料につきましては見直しをしていただきまして、百数十万円ほど減額していただいて、あと調理場の改修とか、備品とか、これはもう購入する必要がなくなるわけですので、何とかフード部門のほうで経費を圧縮していきながら、とんとんに持っていけるのではないかなというふうな見込みを立てているということでございます。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 今回その決算資料が出た ことで、その売り上げ目標をどこに設定すると いう当初計画した予算達成の目標値が大体おお よそ判断できるというふうに考えてますけども、 その売り上げ目標を達成するための今年度の要 するに方法であったり方策について、どのよう に考えているのか教えてください。
- 〇小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。
- ○谷澤秀一産業参事 まず、今年度の売り上げ目標の金額ですが、2億8,200万円というふうにしております。8月までの実績ベースで1億9,592万2,000円。5カ月で69.5%いっております。

さらにこの調子でいけばいいのですが、売り上げを目標達成するために休日のイベントであるとか、子供たちが集まるようなイベント、あと人を寄せるためのそういったイベントのときに振る舞いを行うとか、お客様の多い、こちら

に来るのが多いお盆の時期とか、あるいはこれ から秋の収穫の時期、年末年始、そういったと きに催事を小まめに行って人を寄せていきたい というふうなことなど、この体制としても営業 企画の担当なども設置しまして、小まめな人を 寄せるイベントを開催していきたいということ などがございます。

それから、先週、山形新聞でもご紹介いただいたんですが、長井高等学校の家庭科クラブとコラボをした新たなフードメニューの販売など、これも10月から実施していけるように、そういった目新しさの工夫などを行っていきたいということです。

あともう一つ、新規の生産者、この開拓や募集、これを継続して行いたいというふうな方策を考えていただいているということでございます。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 来訪者をふやすことに関して、センター内でさまざまなイベントを行うことも重要だと思いますけども、日常の来訪者をふやすことも重要と考えてます。

それで、国道287号線を通行している一般車両を呼び込むことに関して、現在何かやっていらっしゃいますか。

- 〇小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。
- ○谷澤秀一産業参事 287号、ここを通る車が一番多いわけでして、内谷委員から以前ご提案いただきました電柱広告によって道の駅のPRなども実際、行ってきております。

それから、287から見えるところに、道の駅の入り口のところになりますが、重要文化的景観の選定ということで、横断幕を設置していると。あと、冬のイベントでしたが、クリスマス時期に道の駅の周辺の樹木にイルミネーションを施しまして、夜も少しにぎやかにしてきたと、そういった状況がございます。

〇小関秀一委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 荒砥方面から287に来る と、道の駅の看板の手前にイチョウの木、2本 ありますよね。あの木が邪魔で見えないんです よね、看板が。

だからやっぱり、まず見えるようにすることと、あと日産側ののぼりの旗の色、ちょっとくすんじゃってますよね。あれどのぐらい立ててますか。その辺が来られる方が、やっぱり入りやすいっていうか、ここに物がある、道の駅があるんだっていうことがわからないと通り過ぎちゃうんですよね。あのイチョウの木、2本あると見えないんですよね、看板が、ばあっと走ってると、ちょっと横を見ても。

だから、何らかの方策を立てないと、道の駅がどこにあるのかが、やっぱりわからないと寄れないと思うので、その辺に関してはどのように考えていらっしゃいますか。

- 〇小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。
- ○谷澤秀一産業参事 おっしゃるとおり、やっぱり見えないと何もならないということだと思いますので、関係機関と少し調整できるかどうか話し合いをしてみたいというふうに思います。
- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 私は以前、車メーカーの 関係企業に勤めていたんですけど、やっぱり企 業では大事なお客さん、車のメーカーの大事な お客さんが来るときは、要するに応接から見え る駐車場は、そのメーカーの車、全部並べてま す。やっぱりそれはイメージなんですわ。その メーカーの方がどう思うかっていうよりも、や っぱりみんな喜ぶんですよね。こんなにうち味 合いだと、やっぱり見える情報とした場合に、 あそこに車1台もとまってないときありますよ ね、駐車場。だったら、社員の車を何台かとあ てくださいよっていう考え方なんですよ、私は。 だから、何もとまってないようなところに寄 りますかっていったら、やっぱり何台かとまっ

てるような、要するにちょっとでも混んでるような雰囲気、平日であればそういった雰囲気を 出すことも必要だと思いますので、その辺に関 してもぜひ検討をしていただきたいというふう に思います。

観光交流センターに関しては、これから長井市で計画している施策を成功させるために非常に重要な施設となってますし、今以上、観光客を呼び込む施設にならなければならないと考えてますけども、その辺に関してはやっぱりいろいろと考えて、これから実行するという考え方はあるんでしょうか。

- 〇小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。
- **〇谷澤秀一産業参事** おっしゃるとおりだと思っております。

行政側の取り組みとしまして、あそこの河川 敷の公園の整備を今、最中であると。観光交流 センターの道の駅川のみなと長井にふさわしい 場所となるように、最上川の河川敷公園として 整備していくと。それで、バーベキュー広場で 芋煮ができるとか、あるいは芝生広場で子供た ちが遊べる、そして駐車場もふだふだにとめら れると、そういったところを整備しながら、 287の沿線にそういった道の駅独自の特徴のあ るものができることによって、呼び込む力にな るのではないかなというふうに考えるものです。

今後、これまでやってきておりますフットパスであるとか、あるいは健康増進のためのウオーキングとか、そういったこともあのエリアでやれるような、あるいはまちを挙げてそういう取り組みにいけるようなことを考えていかなければなというふうに思うところであります。

- **〇小関秀一委員長** 4番、内谷邦彦委員。
- ○4番 内谷邦彦委員 やはり河川敷に公園もできます。駐車場もできます。けれども、287から見えないので、やっぱりそれを見えるような方策を今のうちから考えてやっていかないともったいない施設になっちゃいます。だから、そ

ういったことも今後ぜひ考えてやっていただき たいと思います。

私の質疑は以上で終わります。

○小関秀一委員長 ここで暫時休憩をいたします。 再開は3時20分といたします。

> 午後 2時59分 休憩 午後 3時19分 再開

○小関秀一委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

総括質疑を続行いたします。

蒲生光男委員の総括質疑

- **〇小関秀一委員長** 順位 3 番、議席番号13番、蒲 生光男委員。
- ○13番 蒲生光男委員 9月の決算議会は私が 収納率を含めた質疑を中心に毎年やっておりま すので、ことしも1年に1回ぐらい質問しない と、質問の方法も忘れてしまいそうなもんです から、今回も例によって質問させていただきた いと思います。

委員長の許可をいただきまして、資料を配付させていただきました。毎年ここ何年かは同じようなものなんですけれども、まずこの折れ線グラフのほうですけれども、長年、税の優等生は村山市だと私は申し上げてまいりました。その村山市と長井市の比較をしたグラフなんですね。この29年度に黄色の網かけをして、赤い枠線で囲ってあるのが長井市です。それから青のほうが村山市ということで、下のもう数字が入ったほうなんですけども、市税、滞繰含む国保、この赤数字が13市の中でトップになった自治体。